

テイクアウト・  
デリバリーを始める

飲食店  
を  
応援します



## 助成対象

- 市内で、テイクアウト・デリバリーを新たに開始した飲食店（飲食店営業、喫茶店営業の方）
- ・市内に本店を有する法人又は住所を有する個人（フランチャイズ契約に基づく事業は除く）
  - ・市内において、1年以上継続して事業を行っていること
  - ・市税を完納していること

## 申請方法及び申請書類の入手方法

- ・テイクアウト・デリバリー開始日（令和2年4月1日～9月30日の間に限る。）から申請書類に必要書類を添えて、60日以内に下記まで郵送してください。
- ・申請書類は新居浜市HPからダウンロードもしくは下記に問合せください。

## 提出書類

- ①テイクアウト・デリバリー事業の開始に係る経費の請求書・領収書・写真
- ②食品衛生法上の食品営業許可証の写し
- ③個人情報確認同意書
- ④誓約書
- ⑤チェックリスト

申請先&  
お問い合わせ

〒792-8585 新居浜市一宮町1-5-1  
新居浜市役所 産業振興課内

【緊急経済対策グループ】65-1584 【直通】

Hello!  
NEW

新居浜

# テイクアウト・デリバリー導入支援について

## テイクアウト・デリバリー導入支援事業補助金とは？

新型コロナウイルス感染症により、特に大きな影響を受ける飲食店事業者が、売り上げ確保に向けた新たな取組として、テイクアウト・デリバリー事業を開始する方に補助金を支給します。

## 補助額は？

最大20万円（補助率：10分の10） ※一度補助を受けた方は、再申請はできません。

## 補助対象は？

令和2年4月1日 ～ 9月30日までの間に、テイクアウト・デリバリー事業を開始した方

## 補助対象経費は？

テイクアウト・デリバリー開始日の前後60日以内に支払った下記の経費が対象となります。

区分	内容
消耗品費	テイクアウト又はデリバリーの専用容器、はし、包み紙、おてふき、ナイロン袋等の購入費（10万円以内に限る。）
印刷製本費	メニュー表、チラシ、看板、POP、新型コロナウイルス感染症収束後の来店につなげるためのクーポン券等の制作費（外部に委託した場合に限る。）
店舗等改装費	テイクアウト用小窓やショーウィンドーの設置・改修等に要する経費
機械器具費	デリバリー専用車両・バイク、真空パック機、岡持ち、調理器具等の備品類等（新品で、単価5千円以上のものに限る）の購入費
広告宣伝費	テイクアウト又はデリバリーのPRを目的とする、WEBサイトの制作及び改修費（外部に委託した場合に限る。）、新聞、雑誌及びWEB広告等への広告掲載費

## 補助対象外となる経費は？

- ・申請事業者が自主制作したものに係る経費（用紙、コピー等に係る経費）
- ・テイクアウト・デリバリーと直接関連のないものや明確に証明できない経費